



## 質問

**管理費会計の余剰金を総会決議により修繕積立金会計に繰入れすることはできますか。**

(相談概要)

管理費会計に余剰金があるため、総会の特別決議により、修繕積立金会計に繰入れたいと考えていますが、管理規約第61条(管理費等の過不足)には、「収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理費に充当する。」との条文があります。通常総会で、都度、特別決議をとれば、当該管理費余剰金を修繕積立金に繰入れできますか。



## 回答

総会は、管理組合の最高意思決定機関であり、本項の管理費等に余剰金が生じた場合の取扱いを定めた管理規約の規定は、総会決議に代わる補完規定であると解される考え方が一方、管理規約と総会決議の優先性については管理規約が総会決議に優先するという考え方もあります。

いずれにしても、管理規約と総会決議の内容が抵触することは明らかであり、好ましいことではありません。このような場合には、予め現行の管理規約を「収支決算の結果、管理費に余剰が生じた場合は、その余剰は、総会の決議により修繕積立金に充当することができる。」等の規約改正をしておき、無用の混乱を回避すべきです。

また、毎年、管理費に余剰金が発生するのであれば、そもそもの修繕積立金とのバランスも見直す必要があると言えます。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。